

総務部

組織目標



総務部は、総務課・人事課・管財課・公共施設マネジメント推進課・市民税課・資産税課・収税課(債権回収対策室)で構成し、市の行政一般、条例及び規則、人事、工事の入札・物品の購入及び契約、市有財産の管理、公共施設マネジメント、市税に関する施策に取り組んでいます。

総務部の目標（令和4年度）		総務部長 浅見 泰志	
【部の基本方向】 行政事務の効率化・適正化や人事管理・職場環境の充実を図るとともに、公共施設を適切な形で将来世代に引き継ぐ「公共施設マネジメント」の取組を推進します。また、市税の適正な賦課・徴収に努め、安定的な行財政運営に必要な自主財源の確保を図ります。			
【部の重点方針】 1 行政運営の効率化と市民の利便性向上に向けて、業務のデジタル化やペーパーレス化を進めます。 2 市政の長期的な展望を踏まえた人材確保・人材育成・人材活用に取り組めます。 3 公共工事等の入札及び契約に関する課題を検証し、適正化に取り組めます。 4 公共施設マネジメント事業計画を着実に推進するとともに、適切な市役所整備に取り組めます。 5 市税の賦課から徴収までの一連の業務を正確かつ迅速に進め、自主財源の確保に努めます。			
【課の目標（達成すべき目標）】 12 市民生活の安全・安心の確保 16 市民生活の安全・安心の確保 17 市民生活の安全・安心の確保 【総務課】 1 適正な個人情報保護制度・情報公開制度を推進します。 2 ペーパーレス化に向け、文書管理システムを導入し、併せて文書の取扱いを見直します。 3 例規制定及び改廃事務において、所管課へ助言するとともに適正な審査を行います。 5 市民生活の安全・安心の確保 8 市民生活の安全・安心の確保 17 市民生活の安全・安心の確保 【人事課】 4 高度な専門知識を有する民間人材の登用を行います。 5 令和5年度からの定年引上げの施行に向け、制度の構築に取り組めます。		【目標の達成度合】 1 令和5年4月の個人情報保護制度の改正に向け、個人情報の保護に関する法律施行条例の制定等体制整備に努めました。また、情報公開条例に基づく公文書開示を126件、個人情報保護条例に基づく自己情報開示を22件行いました。 2 令和5年1月より文書管理システムを導入し、電子決裁率99.6%、昨年の同時期と比較してA4の用紙144箱分を削減できました。また、文書管理規程を見直し、文書の有期限化を規定し、ペーパーレス化に向けた検討を進めました。 3 183件の条例、規則、規程、訓令、告示の制定改廃について、適正に審査を行いました。 4 民間人材（事業コーディネーター）2名を登用しました。 5 令和5年度からの定年引上げ制度の円滑な施行に向け、必要な条例等の改正を行いました。	

【管財課】



- 6 入札の透明性、競争性及び公平性の向上、不調入札件数の低減のため、入札制度の改革等に努めます。
- 7 不用な公有地について、その物件に合った適切な方法による売却処分を進めます。また、財産の有効活用について研究します。

【公共施設マネジメント推進課】



- 8 公共施設マネジメント事業計画(第1期事業計画)の時点修正に取り組みます。
- 9 宮寺・二本木地区の小学校の統合の方向性を定めます。
- 10 新庁舎等整備事業に係る事業者募集、事業者選定を行い、事業契約を締結します。

【市民税課】



- 11 市民税未申告者の前年度申告率 49.53%を上回るよう、未申告調査を実施し適正な課税に努めます。
- 12 法人市民税の未申告調査を実施し、未申告件数の削減を図り、申告の勧奨等に努めます。

【資産税課】



- 13 課税誤りを未然に防ぐため、適正課税に向けて、実地調査を行うなど、引き続き対策に取り組みます。
- 14 償却資産の申告率が 96%を上回るよう、申告の勧奨等の対策に取り組みます。

- 6 公平性の向上を図り、受注機会の拡大のため、建設工事等の入札において一抜け方式を採用しました。

- 7 7 物件 9 筆の公有地を隣接地権者に随意契約にて売却しました。また、売却に不向きな土地については、駐車場として貸付する方法を検討しました。

- 8 整備方針を検討中の施設があったため、時点修正を翌年度に行うこととし、令和 4 年度においては、これまでの取組実績と今後の取組内容を整理した現況反映版を取りまとめました。

- 9 統合の方向性について引き続き検討しており、令和 4 年度においては、新たな小学校の整備に必要な要件整理を進めました。

- 10 新庁舎等整備事業については、令和 4 年 8 月に事業者を募集し、11 月に選定しました。また、事業契約を令和 5 年 3 月に締結しました。

- 11 市県民税の未申告者に対して、市民税・県民税の申告書を発送するとともに、10 月・11 月にかけて訪問調査を行った結果、申告率は 48.55%となりました。

- 12 法人市民税の未申告者に対しては、未申告通知を発送するとともに、21 事業者に対して現地調査を実施し、申告の勧奨等に努めました。

- 13 課税客体の異動の把握を目的として実施している航空写真撮影業務に、AIによる判定を導入し、家屋の増築・減失や土地の利用状況の変化などを正確に把握することができました。

- 14 督促や催告をはじめ、先進地の取組事例を研究・実施した結果、96.9%の申告率となりました。

【収税課】



15 市税の現年課税分収納率 99%、国保税の現年課税分収納率 94%の確保に向けて、引き続き滞納対策に取り組めます。

【債権回収対策室】



- 16 市税滞納の徴収が困難な案件に対する滞納整理を推進します。
- 17 市税以外の債権のうち徴収困難なものとして移管を受けたものについて(保育所保育料、後期高齢者医療保険料、生活保護費徴収金)の滞納整理を図ります。
- 18 市債権の収納率向上を図るため、所管課と連携して債権徴収業務の適正化に取り組めます。

15 早期の納税相談、適正な滞納処分等に取り組んだことにより市税 0.43 ポイント、国民健康保険税 1.23 ポイント目標値を上回りました。

税 目	目標値	実績値	対 比
市 税	99.00%	99.43%	0.43pt
国 保 税	94.00%	95.23%	1.23pt

- 16 市税滞納の徴収が困難な案件に対して滞納整理を推進し、収納率向上に努めました。
- 17 市税以外の債権のうち徴収困難なものとして移管を受けた案件について適正な滞納整理を図りました。
- 18 市債権の収納率向上を図るため、必要に応じて滞納処分について助言し、また所管課に対して債権徴収に関する研修を実施するなど、所管課と連携した上で適正な債権徴収業務に取り組めました。